

べっぴ 市議会だより

No.57 平成14年11月1日

編集 市議会だより編集委員会
発行 別府市議会
住所 ☎874-8511
別府市上野口町1-15
☎0977-21-1111
メール sec-cc@city.beppu.oita.jp



食欲の秋…鉄輪の地獄蒸し

議長あいさつ



首藤 正 議長

市民の皆様方には市政発展にあらゆる角度からご協力をいただき、議会を代表して心より感謝を申し上げます。議会といたしましても、議員各自が常に市民の皆様の負託に応えるよう心がけ、明るく豊かなまちづくりなど市勢の伸展に努めております。

さて、九月議会におきましては、市民に直結した生活関連全議案が慎重審議のうえ可決され閉会いたしました。

また、十一月よりインターネットのホームページを開設し、議会の情報公開をさらに進め、今後も「市民に開かれた市議会」、「信頼される市議会」を目指し、全力投球で頑張る所存です。

本市においては二十一世紀を展望した大きな事業が計画され推進されております。これらの諸問題についても市民の皆様と共に考え、共に歩み皆様のご期待に応えるべく、決意を新たにしておりますので、今後とも皆様のご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます、ごあいさついたします。



9 月 定 例 議 会 風 景

主な議決

九月定例会では、補正予算や条例案件など十五件が上程され、市長の提案説明に対する質疑の後、所管の常任・特別委員会へ付託されました。これらの議案は最終日に所管の委員長より審査の経過と結果について報告がなされ、一件が継続審査となったほかは、すべて原案のとおり可決、認定、及び承認されました。

補正予算

◎平成十四年度一般会計補正予算
(第二号) (原案可決)

今回の一般会計補正予算額は九億七千二百二十万円であり、これを既決予算に加えると、総額四百二十億三千九百十万円となります。

主な補正内容は、総務費では別府市海外交流協会の負担金及び平成十三年度の決算に伴う剰余金を別府市財政調整基金に積み立てるための経費を計上している。

民生費では健康保険法等の一部を

改正する法律の施行に伴う事務経費、別府市児童館に子育て支援センターを開設するための経費などを計上している。

衛生費では昨年十一月環境省による「後世に伝えたい日本のかおり風景百選」に「別府八湯の湯けむり」が選ばれ、これを保存し、広く周知するため、「かおり風景保全モデル事業」に要する経費を計上している。商工費では国の緊急雇用創出対策事業を受け、観光案内板実態調査事業を行うための経費を計上。

観光費では「別府八湯温泉泊覧会」開催に伴う補助金を計上している。

土木費では海門寺公園の整備に要する経費、平成十五年四月二十八日から六月二十九日までの間、開催される「全国都市緑化おおいたフェア」に合わせて観光客誘致と市民の緑化意識の高揚を図るための経費などを計上している。

教育費では平成十五年四月新設が予定される別府女子短期大学介護福祉学科の実習棟建設の助成に要する経費及び別府市美術館の施設整備費を計上している。

◎平成十四年度別府市国民健康保険事業特別会計補正予算(第一号)

(原案可決)

国の補助事業を活用した「重複多

九月定例会

会期の経過

六日	議会運営委員会
九日	本会議
	(議案上程、提案理由の説明)
十一日	本会議(議案質疑)
十二日	本会議(一般質問)
十三日	本会議(一般質問)
	議会運営委員会
十七日	本会議(一般質問)
	議会編集委員会
十八日	各常任委員会
十九日	各特別委員会
二十五日	議会運営委員会
	本会議(上程中の全議案に対する委員長報告、討論、表決)

受診者の訪問指導事業」を実施するための経費を計上している。

◎平成十四年度別府市水道事業会計補正予算(第一号) (原案可決)

緊急地域雇用創出特別基金事業の実施に伴う水道料金口座振替促進事業委託料として計上している。

条例の一部改正

◎別府市乳幼児医療費の助成に関す

る条例の一部改正について

(原案可決)

高額療養費算定基準額が改められることによる乳幼児医療費の助成限度額の改定に伴う条例改正

◎別府市国民健康保険税条例の一部改正について (原案可決)

国民健康保険税の所得割額の算定に当たり、特別控除等の適用及び廃止に伴う条例改正。

◎別府市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について (原案可決)

(原案可決)

再生資源の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律の規定により、法律の題名等が改められたことに伴う条例改正。

◎別府市火災予防条例の一部改正について (原案可決)

消防法の一部を改正する法律、その他の政省令等が改められ、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する基準が定められたこと等に伴う条例改正。

条例の廃止

◎別府市国民年金印紙購入基金条例の廃止について (原案可決)

意見書

議員より意見書5件が提出され、3件が可決されました。
可決された意見書は直ちに関係機関へ送付されました。

- ◇地方税源の充実確保に関する意見書 (原案可決)
- ◇有事関連三法案に反対する意見書 (原案否決)
- ◇個人情報保護法案の撤回と出し直しを求める意見書 (原案否決)
- ◇介護保険制度の改革を求める意見書 (原案可決)
- ◇奨学金制度の拡充を求める意見書 (原案可決)

その他

地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の規定により、国民年金法の一部が改正され、国民年金保険料の収納事務等が、市町村の事務から国の事務とされたことに伴う条例廃止。

◎工事請負契約の締結について (原案可決)

(原案可決)

別府市立南小学校新築工事に伴う

工事請負契約の締結

◎議第七十二号動産の取得について (原案可決)

(原案可決)

指令施設、地図検索装置、自動出動指定装置、指令伝達装置、無線統制台等から構成される消防緊急通信指令施設を買い入れようとするものです。

◎議第七十三号動産の取得について (原案可決)

(原案可決)

緊急通報の受付、出動指令、現場活動の支援、事案終了を迅速かつ的確に行うため、発信地表示装置を買い入れようとするものです。

◎市長専決処分について (承認)

(承認)

法人税における連結納税制度の創設に伴い、連結納税の承認を受けた法人に課する法人市民税について、単体法人を納税単位とするための規定の整備を行うため、地方税法の一部を改正する法律の規定により、別府市税条例の一部を改めようとするものです。

◎市道路線の廃止について (原案可決)

(原案可決)

道路法第十条第三項の規定に基づき、市道(瓦屋敷二号線)の路線を廃止しようとするものです。

決算

◎平成十三年別府市水道事業会計決算の認定及び平成十三年別府市水道事業剰余金の処分について (認定・可決)

(認定・可決)

地方公営企業法第三十条第四項の規定により、平成十三年別府市水道事業会計決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付するとともに、同法第三十二条第二項の規定により、平成十三年別府市水道事業剰余金を処分するにつき、議会の議決を求めようとするものです。

◎平成十三年別府市一般会計及び各特別会計歳入歳出決算の認定について (継続審査)

(継続審査)

九月十七日、決算特別委員会が設置され、決算の認定については、閉会中も継続して審査しようとするものです。

(◎委員長 ○副委員長)

◎内田 有彦 ○江藤 勝彦

吉富英三郎 池田 康雄

野口 哲男 野田 紀子

堀本 博行 後藤 健介

清成 宣明 三ヶ尻正友

案 疑 議 質

議案質疑は、執行部が提出した予算や条例などの議案に対し質疑を行います。

九月十一日に九名の議員が行いましたが、そのうち、主な質疑内容を掲載します。

別府市海外交流協会 負担金について

問 一般会計の補正予算で国際交流に要する経費の追加額一千五百万円が計上されているが、この内容について説明願いたい。

答 これは、別府市海外交流協会への負担金であり、内訳は一千万円が日中国交正常化三十周年記念事業として「市民の翼」事業に対する市負担金で、参加者個人負担金が一人十一万円の百五十人分計一千六百五十万円と合わせ二千六百五十万円の事業となります。この支出内訳は随行職員等の旅費が九十万円、現地での記念品等消耗品費として三十五万円、エージェント委託料が一人十五万五千円の百五十人分二千三百二十五万

円、北京での情報発信等の宣伝費用として二百万円となっている。

また、残りの五百万円は海外交流協会の経常的な経費であり、事務管理費が百九十八万円、外国人観光客誘致企画及び宣伝事業として、海外駐在員に要する経費が百五十二万円、各団体並びにメディアの招聘費が百万円、スポーツ・文化等に関する海外交流活動支援事業に五十万円などであります。

問 最近、地元の旅行業者が業績不振で解散をする、店を閉じるというようなことが報道されているが、今回二千六百五十万円もの事業を行うのに、地元の業者でなく、なぜ大手の業者に委託したのか。この協会の目的が別府の観光浮揚、別府の観光で生活をしている市民に少しでも力になるようにというのが発想の原点

とするならば、どのような理由で業者選択を行ったのか。また、他の業者から見積もり等を取って十分検討したうえで結果であるのか。

答 今回の業者選定については、「市民の翼」への応募者が高齢者や海外旅行にあまりなれていない方がたくさん参加していただくことが予想され、病気等、何か突発事故が起きた場合ある程度そういうことに対応できる旅行業者が望ましいという考え方でJTBに決定したところであります。また、他の旅行業者から見積もりは取っておりません。

問 国際交流を推進することに対し、何も異議があるわけではないが、今回の「市民の翼」事業を推進する手法に問題がある。予算の議決を得る



大分～上海間を運行する中国西北航空機

以前に、九月号の市報に参加募集の記事を掲載し、すでに百五十名の募集枠が満杯になっているとのことである。仮に議会において、この補正予算案が否決された場合は、どのようにに対処するつもりであるのか。議会制民主主義というものを、どのようににとらえているのか、国際交流、国際化に向けて別府市が一步動き出し、大きく前進しようとするような事業を推進しようとする時、市内の経済界、議会、ましてや十二万五千人の市民の同意も得なければならぬ、こういう大きな大局にたち、本来の海外交流、国際交流というものを、行わなければならない。

答 大変僥越ではございますが、議会の議決を前提に作業を進めたところでです。

当初、十月または十一月に「市民の翼」事業を実施する考えであったが、十一月になると、中国が大変寒さの厳しい時期になるため、市民の皆様により良い時期に旅行していただくべく、日程調整を行い十月と決定したため、議会に対する説明が遅れる事態となり、非常に申し訳なく深く反省をいたしているところであります。今後は、万全を期し、二度とこのようなことがないよう対応してまいりたいと考えているところでです。

一般質問

一般質問は、市の行政全般にわたり事務の執行状況や将来に対する方針などを質問するものです。

九月十二日から十七日までの三日間、二十二名の議員が市当局の見解をたきました。

主な内容は次のとおりです。

猿渡 久子
平野 文活

吉富英三郎
松川 峰生

池田 康雄
野田 紀子

野口 哲男
堀本 博行

田中 祐二
後藤 健介

高橋美智子
山本 一成

富田 公人
三ヶ尻正友

永井 正
泉 武弘

岩男 三男
内田 有彦

原 克実
伊藤 敏幸

朝倉 斉
村田 政弘

(議席順)

市長の政治資金について

問 平成十二年度の政治資金収支報告書によると、井上市長の後援会は県下で知事に次ぐ政治資金を集めている。その中で一部の市職員より献金をうけているが、市長が人事権を

持っているだけに政治倫理において非常に問題がある。

答 市長の地位利用などは断じてない。献金について法的には問題はなく、また人事に関してもそのようなことは全く考慮に入れていない。

客引き追放と市長の政治資金

問 六月議会で「別府観光発展のため客引き行為は排除する」と答弁したが、その後の進行状況はどうか。

答 八月二十二日に市長を会長に「客引き防止対策協議会」を、また九月六日には専門部会を立ち上げ、法的対応も協議中である。

問 発注者である市長が受注業者にパーティー券を割り当てることや市職員からの献金は今後やめるべきだ。

答 このパーティーは、市内各界各層

の方が企画され実施されたものであり、政治理念、実績等を評価、共感、共鳴していただき購入して頂いたものと聞いております。

無登録業者への発注について

問 先般水道局において、印刷業として登録されていない業者に二件の印刷物が発注されたことは、いくら行財政改革で経費を安く抑えるためとは言えおかしいのではないか。何のための指名登録制度なのか。

答 今回の発注については事務上のミスであり、市民の皆様は大変ご迷惑をかけ心よりお詫びいたします。今後は信頼回復のため、公平公正な入札を実施しチェック体制を強化いたしたい。

市民の立場にあるべき行政とは何か

問 APU留学生寮建築が温水の地に進められているが、市として地区民へのこの工事に対する不安の解消に極めて消極的であり地区民の市への不信はますます高まっている。永年居住している人達に、市として少しもの配慮が必要ではなかったのか、市の市民を守るといふスタンスに疑いを持つ。

高額滞納者の氏名公表条例化を

問 憲法第三十条で国民の納税義務が課せられているが、平成十三年度も悪質な滞納者を含め約二十二億円の滞納額が明らかになっている。

神奈川県小田原市や福井県吉田郡松岡町では、高額滞納者の氏名公表等を条例化しているが、別府市は消極的対応に終始している。納税者間の不公平は正を緊急に図るべきだ。

答 守秘義務等の関係もあるが、小田原市等を参考に検討を進めている。

市税滞納整理の対応について

問 市税滞納と十二年度未収金四十二億円の回収と、今後十年間で百五十三億円必要となる退職金の財源確保については。

答 悪質滞納者には厳しい姿勢で臨む。滞納整理については税務専門職員を早急に配置する。退職金の確保には基金を設立して対応するのが望ましい。

問 温泉について、産・学・官の研究機関を設立してはどうか。

答 研究機関は必要なので対応したい。

市が掛けている 保険について

問 市が契約している保険の大半は公益法人と格安の金額で契約している。この事は評価できるがその他の民間と契約している保険については問題がある。数年に渡り同じ業者と同じ金額で契約している。保険の自由化が進む中で、行政の効率的運営を考えると見直すべきではないか。

答 関係各課で協議し、より有利な方法で契約できるように検討し実施していきたい。

住民の身近な公園の 整備を急げ

問 所謂チビッコ広場的公園の未整備が目につく。木陰豊かな公園整備をし、若い母親たちが子供を遊ばせながら育児について語り合う場を提供することは立派な子育て支援である。そういう木陰はお年寄りの憩いの場となり、大きくは教育の場ともなり得るが、急ぎ対応できないか。

答 公園総数百五十程あり、小公園については整備が出来ていない。急ぎ総点検を実施し善処を約束したい。

朝見川の 河川敷の活用を

問 朝見川の河川敷を地元の老人ク

ラブの人達が定期的に清掃しているが、鉄道高架下から下流にかけてまともな階段は旧浜脇小学校の前の一カ所だけだ。後は個人で作ったようなハシゴや金属に足をかけて上り下りする所が数カ所ある河川敷だから車も通らないし、ウォーキングコースにいい階段の設置が出来ないか。

答 階段の設置については、河川管理者である大分県別府土木事務所へ申し入れたところ、実施に向けて努力するとの回答を得た。



河川敷に降りる階段（旧浜脇小学校付近）

総合体育館の 建設状況は

問 市民待望の総合体育館だが、現在の工事の進捗状況及び工事の監理や現場の安全管理はどうか。

答 八月末で進捗率は三十七%で、

九月末には大屋根の鉄骨工事が終わり、年末までには約六十五%を目標にしている。施行・安全管理については、企業体と各種会議を毎週開催し無事故無災害で施行している。品質検査等についても、専門の技術職員が常駐し万全を期している。

水道鉛管の 有害性について

問 従来水道管工事では鉛管が工作も容易でよく使われてきたが、近年その鉛管の有害性が指摘されている。安全・安心な水を標榜するのであれば、この危険性をどの程度認識し、どのように広報しているのか。

答 昭和五十六年から鉛管をポリエチレン管に取り換えているが、市内全体の半数近くが鉛管のままである。今後広報はもとより、水道管交換等を率先して努めて参りたい。

子供の体力を 取り戻そう

問 子供の体力低下の現状と体力向上の取り組みについて。

答 少子化の影響や戸外での遊びの減少などのライフスタイルの変化に伴い、大人も子供も運動する機会が減り、運動する者少ない者という二極化現象や趣味の多様化とも関連

している。学校では新学習指導要領に従って、体育・健康に関する指導は学校の教育活動全体を通じて適切に行っている。

新・南小学校の あるべき姿は

問 新・南小学校の建設にあたって学校教育のための施設に目的を限定せずに、地域の交流センターとしての役割、地域の防災拠点としての役割を果たせるよう施設に機能を持たせるとともに、不審者の侵入等に対応できる機能を完備してもらいたい。

答 設計にあたっては、ご提言のようにこれらの機能を持たせるスペースを確保しており、また不審者の侵入に対しては、防犯カメラや非常ベル等で対応いたしております。

留学生の交通 安全支援を

問 外国人留学生は約千六百人にものぼるが、国際運転免許が通用しない国の出身者が多数を占める。日本で免許を取るための教習支援を。また事故防止のため、中国語・韓国語・英語の交通標識も設置すべきと思うのだが。

答 日本の交通道徳・マナーに慣れないために事故が起こることのない

よう、大学側と協議をし対応してきたい。

観光振興とまちづくりについて

問 個性ある観光まちづくり理念の確立と普及、行政地域住民等による長期的な視点に立った具体的なまちづくり、又市民のおもてなし意識の喚起と、時代にマッチした都市計画法・建築基準法を適用し、別府らしさあふれたまちづくりのビジョンは。

答 観光都市としての条件を備え個性あるまちづくりをするため市民と協働し又都市計画法等を有効に活用魅力ある温泉文化都市を構築したい。

別府「本物温泉」を宣伝せよ

問 別府の温泉を「安心」と「本物」の温泉にするために、レジオネラ菌対策を別府市が総力を挙げて取り組むことと、掛け流しの天然温泉と、循環温泉との区別を表示（分析・効能など）を掲示すべきだ。

答 レジオネラ菌対策はしっかりやる。日本温泉協会が別府をモデル温泉地に指定したり、天然温泉の表示看板を掲示する準備を進めており、別府温泉の価値を高め情報発信する。

泉源の保全対策について

問 急速な温泉開発の結果、地下水の水位が下がっていると学者から指摘されているが、泉源の保全対策をどうするのか。

答 水源涵養のため植林をしているが、これからは海拔六十メートル以上の地域の宅地に関しては、雨水が地下に浸透する何らかの対策を進めていきたい。

内成棚田の保全と活用を



実りの秋を迎えた内成の棚田

問 住基ネットは、個人情報保護条例を整備し、情報の漏えいが生じた時は速やかにネットの切断等が必要な対応をとれるようにすべき。

答 ネット切断を含む条例を整備中。オーナー制度などを取り入れ内

成棚田を保全し、全国棚田サミットの誘致・ウォーキングツアーなど観光に生かすことも考えるべき。

答 前向き積極的に地域の人々の協力のもとで取り組んでいきたい。

観光都市の環境美化を図れ

問 別府市の北の玄関口である関の江海岸に面する国道十号線の駐車場に十数台の放置車両がある。ホームレスが住みついたり、空き缶等のゴミが散乱し、別府のイメージダウンである。市当局は早急に撤去せよ。

答 問題の関の江駐車場については、地元住民からも要望があり、国土交通省にも働きかけている。別府の北の玄関口であり、管理に地元の協力を得て万全を尽くしたい。

近鉄百貨店跡地について

問 近鉄百貨店が平成六年八月に撤退し昨年三月に解体され更地になっている。今日まで様々な論議がされてきたが、今年三月に別府商工会議所を中心とした経済団体が行政による買収をし有効利用を要望している。既に撤退から九年目に入っており後は市長の政治決断をする時と思うが。

答 近鉄側とは暫時交渉に入っているが、相手があることですすぐ右左とはいかないが、交渉結果が出れば報告いたしたい。

聴覚障害者のIT推進について

問 視覚障害者にとってパソコン等は「目」であり「鉛筆」である。パソコンを必要とする人が購入するときの助成はあるのか。

答 平成十四年度より日常生活用具の中で十一万八千五百円の助成がある。（上肢障害二級以上等が要件）

問 障害者の研修場所は現在一カ所だけだが、今後増設してはどうか。

答 関係各課と連携を図り、実績を見ながら検討したい。

介護保険料減免続行と対象拡大

問 所得第二段階の一部の方は保険料が約一万円下がり、一段階の保険料は半額になる制度は十四年度のみ所得が少ない人が多い人より高い保険料を払う介護保険制度の矛盾は十五年度も続く。減免も続けるべき。さらに第三段階は、無年金無収入の高齢者から保険料年間三万八千五百円を徴収している。第三段階まで減免対象を拡げるべき。

答 二期介護保険策定委員会に諮る。

全国各市から

行政視察に

平成十三年度中に別府市議会を訪れた議員の視察研修は六十市（四百二名）で、このうち約六十八％の視察団が別府市に宿泊されました。

また、去る九月二十六日に、韓国大田広域市議会より、日本の地方議会制度を視察研修するため五名の職員が別府市議会を訪れました。この一行は別府市議会での研修を終えた後、竹細工伝統産業会館の視察見学を行い、次の訪問市である大阪市に向かいました。



説明を受ける韓国大田広域市視察団一行

地方税源の充実確保に

関する意見書

現在、地方公共団体は、積極的に行財政改革に取り組み、効率的な行政体質の構築に努めているが、その財政運営は、長引く景気の低迷による税収減や景気対策に伴う公債費負担の増加などにより危機的な状況にある。

その一方で、少子・高齢化の進展に伴う地域福祉施策の推進、循環型社会の構築に向けた環境施策の推進、生活関連社会資本の整備、地域産業の振興対策など、地方公共団体は、多様化する住民の行政需要に取り組んでいく必要がある。

このような状況において、真に地方分権に資するものであるという観点から、地方税源の充実確保を図っていくことが極めて重要である。

ついては、平成十五年度税制改正に向け、地方分権の一層の推進を図るため、地方税源の充実確保を図るとともに、特に下記事項について実現されるよう要望する。

記

一、固定資産税は都市の基幹税目であることを十分に考慮し、平成

十五年度の固定資産の評価替えに際しては、現行水準を堅持する等、その税収の安定的確保を図られるようにすること。

二、法人事業税へ外形標準課税を導入すること。

三、ゴルフ場利用税、事業所税、特別土地保有税及び不動産取得税は、地方公共団体の貴重な財源となっていることから、現行制度を堅持すること。

以上、地方自治法第九十九条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成十四年九月二十五日

別府市議会

衆議院議長 殿
参議院議長 殿
内閣総理大臣 殿
総務大臣 殿
財務大臣 殿
経済産業大臣 殿
文部科学大臣 殿
国土交通大臣 殿

傍聴のご案内

◆ 本会議はどなたでも傍聴できます。

◆ お気軽に議会棟四階へ起こし下さい。

◆ 傍聴席は八十席あり、車椅子席も七台分用意されています。

◆ 次の定例会は十二月上旬に予定しております。



お願い

◎ 政治家が町内の各種行事などに金品を出すことは禁じられています。

◎ 政治家が年賀状などのあいさつ状を出すことやお歳暮などの贈答することは禁じられています。